

意見書案提出書

いわゆる「103万円の壁」の見直しと合わせて  
地方自治体の税収減対策等の検討を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり  
提出します。

令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員	石川 巧
同	谷口 かずふみ
同	吉川 さとし
同	山口 美津夫
同	飯野 まさたけ
同	松川 正二郎
同	京島 けいこ
同	山本 哲
同	高橋 栄一郎
同	古賀 照基
同	杉本 透
同	松田 良昭
同	松崎 淳

いわゆる「103万円の壁」の見直しと合わせて地方自治体の  
税収減対策等の検討を求める意見書（案）

現在の税制では、給与所得を得ている人を対象としている給与所得控除の最低額である55万円に、ほぼすべての納税者が対象となっている基礎控除額の48万円を加えると「103万円」となり、これが給与所得者の非課税限度額となるが、給与所得者の年収がこれを超えると、ほかに控除対象がなければ所得税の支払いが発生するといういわゆる「103万円の壁」が存在している。

令和6年11月29日、内閣総理大臣の所信表明演説において、経済対策のとりまとめに当たっては、党派を超えて、優れた方策を取り入れるべく、最大限の工夫を行っており、いわゆる「103万円の壁」については、令和7年度税制改正の中で議論し、引き上げるとの趣旨の発言があった。

この見直しが議論されている背景に、「103万円の壁」を超えた場合の税負担の増加と世帯主の扶養控除の適用除外を避け、労働時間を調整しようという就業抑制の要因を解消することで、賃金及び可処分所得の上昇や「手取り増加」による消費の活性化に結び付けることができるという効果への期待がある。

しかしながら、非課税限度額の引き上げによる就労促進、賃金及び可処分所得の上昇、消費の活性化といった効果も重要だが、地方自治体の税収減等による行政サービスの低下は避けなければならない。

よって国会及び政府は、いわゆる「103万円の壁」の見直しに当たって、次の事項を実施されるよう強く要望する。

- 1 議論に当たっては、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないように、その基盤となる地方税財政への影響を考慮し、検討を進めること。
- 2 減収分を他の税によって補てんする場合でも、結果的に給与所得者の「手取り」の減収とならないよう慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		
総	務	大		臣		
財	務	大		臣		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

障がい者及び難病患者の更なる雇用拡充を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員	楠 梨恵子
同	市川 和 広
同	平野 みぎわ
同	青木 マキ
同	おだ 幸子
同	ます 晴太郎
同	木佐木 忠 晶
同	作山 ゆうすけ
同	いそもと桂太郎
同	市川 よし子
同	北井 宏 昭
同	森 正 明
同	河本文 雄

障がい者及び難病患者の更なる雇用拡充を求める意見書（案）

就労は、経済的な側面のみならず、社会参加と生きる希望につながるものであることから、近年、障がい者や難病患者の就労意欲が高まっている。

令和6年4月から障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく雇用率制度において、精神障がい者と重度の身体及び知的障がい者に限り、特定短時間労働とされる週10時間以上20時間未満の勤務について、1人分を0.5人分として算定できるよう、障害者雇用率の対象が拡大された。

しかし、特定短時間労働よりも短い時間での就労を希望する障がい者及び難病患者に対して、現行制度では対応できていない。

企業で働きたい障がい者や難病患者などが、1人でも多く雇用され、その希望に応じた働き方の選択肢を拡大するためには、障害者雇用率制度の特定短時間労働の導入に続き、更なる対象拡大に向けた見直しを進めることが必要である。

また、障害者雇用促進法に基づく雇用率制度における対象障がい者の範囲は、身体・知的・精神障がいがあり、障害者手帳を所持している者に限られている。

しかし、障害者手帳を有していない難病患者なども、体力面での制約や症状の特性、通院、治療等の必要性から、企業での一般就労が困難であるケースが多く見られる。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 障害者雇用率制度における雇用率の算定方法について、令和6年度から一部算入可能となった特定短時間労働の導入による効果検証等を行い、週10時間未満の超短時間雇用も雇用率算定の対象に加える等、更なる見直しを進めること。
- 2 障害者手帳を有していない難病患者なども、医師による診断書などの障害者手帳以外の方法により担保することで、障害者雇用率制度の対象に追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

） 殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員	楠 梨恵子
同	市川 和 広
同	平野 みぎわ
同	青木 マキ
同	おだ 幸子
同	ます 晴太郎
同	木佐木 忠 晶
同	作山 ゆうすけ
同	いそもと桂太郎
同	市川 よし子
同	北井 宏 昭
同	森 正 明
同	河本文 雄

## 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書（案）

運転免許保有人口10万人当たりの死亡事故件数を見ると、16歳から19歳の若者と並んで、70歳代後半以上の高齢運転者による事故が顕著に多くなっている。75歳以上の高齢運転者は2009年から2019年までの間に2倍近くになっており、今後ますます増えていくことが想定される中、地方公共団体では高齢者に対し運転免許の自主返納を促しているが、返納後の移動の足となる地域公共交通も困難な状況に置かれている。

特に身近な移動手段の一つである路線バスは減便や路線の廃止が続いており、国土交通省によると、2007年度から2016年度までの10年間に全国で13,991キロメートルの路線が廃止となり、さらに2018年度から2022年度までの5年間に廃止された路線も7,448キロメートルに及ぶ。主な減便・路線廃止の理由として、近年ではバス運転士の人手不足があり、さらには2024年春からの残業規制強化がそれに拍車をかけている。

公益社団法人日本バス協会は、現状の路線網を維持するのに2030年には約36,000人の運転士が不足すると試算しており、減便・路線廃止の流れは止まりそうにない。そうした中、期待されるのがバスやタクシーなど地域公共交通の省力化・自動化である。

よって国会及び政府は、運転免許を自主返納した高齢者をはじめ、すべての生活者が地域内を不自由なく移動できる社会を目指すため、自動運転移動サービス等の社会実装に向けて、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 自動運転移動サービスの導入においては、地方公共団体の意向を尊重し、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
警察庁長官

殿

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

公立学校の体育館等への空調設備整備助成制度の  
拡充を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり  
提出します。

令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員	望月 聖子
同	綱嶋 洋一
同	小田 貴久
同	相原 しほ
同	田中 洋次郎
同	脇 礼子
同	原 聡祐
同	細谷 政幸
同	小川 久仁子
同	小野寺 慎一郎
同	杉山 信雄
同	青山 圭一

## 公立学校の体育館等への空調設備整備助成制度の拡充を求める意見書（案）

近年、全国的に災害とも言える夏の猛暑が続く中で、空調設備の整備がされていない体育館及び武道場では、熱中症など命に関わる事故が起こる可能性もあり、今後、児童・生徒が健康で安全に活動できる教育環境を適切に維持していくため、空調設備の整備が喫緊の課題である。

また、公立学校の体育館等は、災害時に避難所としての活用も想定されることから、避難生活を送る県民の健康や安全を守るためにも、早急に、空調設備の整備を進める必要がある。特に、先の見えない避難所生活においては、良好な生活環境の確保が求められる。災害時は停電等により空調設備が使用できなくなる可能性もあることから、災害時にも対応できる空調設備の仕様や空調方式についても考慮する必要がある。

現在、公立学校を対象とした体育館等への空調設備整備は、文部科学省の「学校施設環境改善交付金」の対象になっているほか、12月17日に成立した令和6年度補正予算において、避難所となる体育館等を対象とした「空調設備整備臨時特例交付金」が創設された。

しかしながら、現行の学校施設環境改善交付金では、対象校種は、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園に限られ、それ以外の高等学校等は対象外となっている。

また、補助率についても、令和7年度まで通常の1/3から1/2にかさ上げされているが、体育館等への空調設備整備には多額の費用がかかることから、更なる引上げが必要である。さらに、速やかな導入につながるリース契約については対象外とされているほか、現行の補助要件では、更なる工事費が必要となる断熱化が要件とされている。

よって国会及び政府は、教育現場において早急な対応が求められている公立学校の体育館等への空調設備整備を促進するため、学校施設環境改善交付金及び空調設備整備臨時特例交付金において、次の事項を速やかに実現されるよう強く要望する。

- 1 補助率の更なる引上げを行うこと。
- 2 リース契約を補助対象に加えるとともに、断熱化の要件を緩和すること。
- 3 高等学校等の体育館等への空調設備整備についても補助対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	） 殿
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	
総	務		大	臣	
財	務		大	臣	
文	部	科	学	大	

神奈川県議会議長

意見書案提出書

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 大山 奈々子

同 井坂 新哉

同 木佐木 忠晶

## 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）

2024年9月26日、強盗殺人などの罪で死刑が確定していた袴田巖さん（88歳）に、再審公判で「無罪」が言い渡された。無実の罪を問われ、死刑囚として約半世紀を死の恐怖におびえて人権を制限されて生きなければならなかった袴田元死刑囚の人生を誰も取り戻すことはできない。冤罪により処罰されることは国家による最大の人権侵害の一つであり、真犯人を取り逃がすことになる。個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の人が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければならない。

ところが、現行の刑事訴訟法では、再審請求手続は裁判所の裁量にゆだねられており審理の進め方は裁判所によって様々であり、積極的な裁判官であれば救われたはずの人が消極的な裁判官であったために救われなかったのではないかという、いわゆる「再審格差」が生じてしまう。手続の長期化という問題も生じており、袴田事件の場合は再審開始決定以降も実に10年以上が経過している。

1948年に発生した強盗殺人事件、免田事件では、死刑判決を受けた免田栄さん（当時26歳）に対し、事件の8年後に再審開始を決めたにもかかわらず検察官の即時抗告（不服申立て）があったため再審が取り消され、のちに再審無罪が確定したときには57歳になっていたが、早期に再審が開始されていれば30代のうちに社会に戻れていたはずである。再審請求手続の整備が強く求められている。

そもそも、再審開始決定自体が非常に困難である。例えば、2021年に全国の裁判所の再審請求受理総数は442件、うち再審開始決定はわずか1件である。加えて検察官がこれら再審開始決定に不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が阻害されている。

過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。2016年に改正された刑事訴訟法の附則第9条第3項においては、政府は当該法律の公布後、必要に応じ速やかに再審請求手続における証拠の開示について検討を行う旨が定められており、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められる。

あくまで、再審開始決定というのは、裁判をやり直すことを決定するのみにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判にて行われるため、改めて検察官にも有罪立証をする機会是与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審請求手続の長期化を招く再審開始決定に対する検察官の不服申立ては制限されるべきである。

よって国会及び政府は、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、次の事項について刑事訴訟法の改正を行うよう強く要望する。

- 1 再審請求手続における手続規定を早急に整備すること。
- 2 再審請求手続においては捜査機関が保管するすべての証拠の開示を義務化すること。
- 3 再審開始決定に対する検察官による不服申立てを禁ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	参議院議長	内閣総務大臣	法務大臣	長官
				長官
				大臣
				大臣
				臣

殿

神奈川県議会 議長

## 意見書案提出書

いわゆる「103万円の壁」の見直しに伴う地方自治体への  
財政措置等を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり  
提出します。

令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 大山 奈々子

同 井坂 新哉

同 木佐木 忠晶

いわゆる「103万円の壁」の見直しに伴う地方自治体への  
財政措置等を求める意見書（案）

国では今後の税制改正協議において、いわゆる「年収103万円の壁」の見直しが行われると報じられている。103万円とは給与所得控除の最低額55万円と基礎控除の48万円を加えた額であり、他に所得控除等がない場合は年収がこの額を超えると所得税が発生する境界の額である。したがって、給与所得控除や基礎控除の引上げは所得税や住民税の課税最低限の引上げであり、実施に伴い国や地方自治体ではそれぞれ所得税や住民税が減収となる。

仮に所得税が課税される年収を178万円に上げた場合、国と地方の減収分は7～8兆円に及び、個人住民税は4兆円程度の減収になるとの見通しが示されており、黒岩知事は神奈川県個人県民税は年間で最大1千億円近い減収が生じるとの見解を示している。

こうした制度改正に対し、全国知事会や全国町村会は地方自治体の減収になりかねない、地方税収が減れば行政サービスの低下につながりかねないなどの懸念を表明し、地方自治体の財政運営に支障が生じないように配慮を求めており、国による地方自治体への財政措置が強く求められる。

生活に必要な生計費を非課税にすることは、近代国家の租税原則や日本国憲法が要請する生存権保障の立場からも求められている。また、財務省の資料によると、先進諸国の課税最低限（2024年1月／邦貨換算レート1ドル150円／単身世帯）は、フランス450.0万円、アメリカ250.0万円、ドイツ261.4万円、イギリス233.8万円であるのに対し、日本は121.1万円と非常に低く、先進諸国との均衡の点からも課税最低限の大幅な引上げが必要である。

一方で、課税最低限の引上げには、財源の議論が大変重要である。財源を消費税の増税や社会保障・福祉関係の負担増や給付削減などに求めた場合、低所得者や生活困窮者は減税どころか逆に負担増になる人が出ることになりかねない。

また、課税最低限の引上げは所得税や住民税の減税であり、どんなに引上げても所得税や住民税の低額な課税者には恩恵が薄く、非課税者には恩恵が及ばないなど、低所得者ほど効果が少ない。

政府はこれらの点も十分に考慮する必要がある。

よって国会及び政府は、いわゆる「103万円の壁」の見直しに伴い、次の事項を実施されるよう強く要望する。

- 1 所得税等の課税最低限を早急かつ大幅に引上げること。
- 2 所得税等の課税最低限の引上げに当たり、地方税の減収に見合う地方自治体への財政措置を講じること。
- 3 所得税等の課税最低限の引上げに当たり、国民の増収効果が他の増税や負担増などで吸収されることがないように、財源を慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		

神奈川県議会議長

## 意見書案提出書

現行の保険証とマイナ保険証の両方を使用可能  
にすることを求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり  
提出します。

令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 大山 奈々子

同 井坂 新哉

同 木佐木 忠晶

現行の保険証とマイナ保険証の両方を使用可能  
にすることを求める意見書（案）

2023年6月の番号法等改正法の成立により本年12月から新規健康保険証の発行を停止し、マイナ保険証への一本化が基本とされる。しかし、誤交付をはじめ、医療現場でのトラブルや事務負担の増大、混乱等が多々報じられ、情報流出など安全性への懸念から、10月段階でのマイナ保険証の利用は15%にとどまっている。

そもそもマイナ保険証については、地方自治法制上求められている協議が行われないまま定められてしまったこと、マイナンバーカードの任意取得の原則に反すること、マイナンバーという秘密情報・個人情報記載されたカードに個人情報を示すための機能を統合するのは制度として矛盾していること、医療機関に大きな負担を強いることによって、地域医療が崩壊し、国民の医療アクセス権が侵害されるおそれがあることなど問題が指摘されている。

マイナンバーカードを取得していない者や、取得していても健康保険証利用登録を行っていない者すべてに、現行の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が無償で申請によらず交付されるとされている。しかし、現行保険証を使用しているが、マイナ保険証登録も意図せず行っている者には資格確認書が送付されないおそれもあり、社会的混乱は必至である。今年度、各保険者へ「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」を交付する機能のシステム改修等の経費367億円が計上されている。現行保険証と変わらぬ機能をもつ資格確認書発行のためにこれほどの税金を投入する合理的理由は皆無である。

現行の健康保険証は60年を超えて国民皆保険制度の根幹を支えるものとして国民の間に根付いて受療権を保障してきたものである。しかし、取得が自由なマイナンバーカードを取得しない者、撮影時に座位が取れない、字が書けないなど事情があって取得や更新が難しい高齢者や障がい者、乳幼児等を公的医療制度から排除することになる。マイナ保険証を管理しなければいけなくなる高齢者施設からはリスクに対する懸念も示されている。

現行保険証の存続を求める声は地方議会から本年7月段階で178本の意見書として挙げられている。デジタル社会は国民の理解を得て追求されるべきであり、多様性を担保するためにデジタルとアナログの併用は基本である。交通系ICと切符、店舗のWEBポイントとポイントカードなど併用されて機能している情勢の中、健康や命に直結する保険証の利用のみデジタルだけの選択肢という判断は拙速である。現行の保険証の使用という選択肢も残すべきである。

よって国会及び政府は、次の項目について速やかに実行されるよう強く要望する。

- 1 現行の保険証の発行停止を撤回し、マイナ保険証とどちらも利用を可能とすること。
- 2 マイナ保険証の解除申請書を自治体及び医療機関の窓口を設置すること。
- 3 保険者の職権による資格確認書を交付可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院	議長	院長	議長	議長
参議院	総務	総務	総務	総務
内閣	生	生	生	生
総務	タ	タ	タ	タ
厚				
デ				

長  
長  
臣  
臣  
臣  
臣  
臣  
臣

殿

神奈川県議会 議長